

公益財団法人動物臨床医学研究所 不正取引に対する措置基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人動物臨床医学研究所（以下「本研究所」という。）が、公的研究費を利用して発注する物品および印刷物の調達、役務の提供に関わる委託、工事の請負その他の契約について、契約の適正な履行を確保するため、取引業者が、不正取引、贈賄等を行った場合の措置およびその手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(取引停止等の措置)

第2条 本研究所理事長（以下「理事長」という。）は、取引業者が、以下の措置要件の何れかに該当するときは、情状に応じて期間を定め、取引停止の措置を行う。

- (1) 虚偽記載：物品および印刷物の調達、業務委託、工事等に係る書類の提出に際し、虚偽の記載があり契約相手として不適当と判断された時。
- (2) 契約違反：物品の調達、印刷物の調達または業務委託に関する契約に反し、契約の相手方として不適当と判断された時。
- (3) 贈賄：取引業者が本研究所構成員に対して贈賄行為を行ったと認められた時。
- (4) 不正への関与：いわゆる「カラ発注や品名替え、カラ出張等の不正行為」に業者の関与が認められた時。
- (5) 不誠実な行為：前各号に掲げる場合の他、業務に関して不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当と判断した時。

(下請負人並びに共同企業体およびその構成員への適用)

第3条 理事長は、前条の規定により取引停止を行う場合に於いて、その措置について責めを負うべき下請負人がある時は、その下請負人について、その元請負人に対して行う取引停止期間の範囲内で取引停止の措置を行うものとする。

2. 理事長は、前条の規定により、共同企業体について取引停止措置を行う時は、その共同企業体である構成員（明らかに取引停止措置について責めを負わないと認められる時を除く。）について、その共同企業体の取引停止期間の範囲内で取引停止の措置を行うものとする。
3. 前条の規定による取引停止措置に係る者を構成員に含む共同企業体について、その取引停止期間中は、本研究所と取引できない。
4. 前条の規定による取引停止措置に係る者を下請け又は委託先として使用する業者について、その取引停止期間中は、本研究所と取引できない。

(取引停止期間)

第4条 一つの事案による取引停止期間は、1か月以上12か月以内とする。

- 2 取引停止措置を受けた業者が、その期間中に於いて、調査の結果さらに第2条のいずれかの要件に該当することとなった場合は、その都度1か月以上12か月以内の範囲に於いて取引停止措置の期間を加算する。
- 3 取引停止措置を受けた業者が、その取引停止措置の期間満了後1年を経過するまでの間に新たな事案により取引停止措置をする場合の期間については、2か月以上24か月以内とする。
- 4 理事長は、取引停止措置を行う場合に於いて、当業者について、極めて悪質な理由があると認められる場合あるいは極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、取引停止措置の期間を、その事案について延長することができる。
- 5 理事長は、取引停止措置期間中の業者が、その事案について情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになったと認めるときは、取引停止の期間を変更することができる。
- 6 理事長は、取引停止措置の期間中の業者が、その事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、その業者について取引停止措置を解除するものとする。

(取引停止措置に至らない理由に関する措置)

第5条 理事長は、取引業者が第2条の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるときは、当該業者に対して書面または口頭で警告または注意喚起を行うことができる。

(取引停止措置および解除の通知)

第6条 理事長は、第2条又は第3条第1項若しくは第2項に基づく取引停止措置、第4条に基づく取引停止措置期間の変更又は取引停止措置の解除を行う場合は以下の要件を明記した書面で当該業者に通知するものとする。

- (1) 発行年月日
- (2) 発行者名（理事長名）
- (3) 発行文書名（取引停止、取引停止期間の変更または取引停止の解除）
- (4) 当該業者の商号または名称
- (5) 当該業者の代表者氏名
- (6) 所在地
- (7) 停止期間、変更停止期間または解除年月日
- (8) 取引停止理由、停止期間変更の理由または解除の理由

付則

この基準は平成28年7月24日に制定、同日より施行する。